

(2) 関係法令等**① 通級による指導を受ける児童生徒の教育課程上の取扱いについて**

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づいて行われます。

学校教育施行規則第140条の特別の教育課程によることができる児童生徒**第140条**

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他の障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

平成19年12月に学校教育法施行規則が改正され、条の表記及び内容の一部に変更が行われました。本書の中で関連する部分は、一部旧表記のままです。御承知おきください。

※第73条の21(旧)→第140条(新)

第141条

前条の規定により～(略)

～他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

② 指導内容や指導時間について

通級による指導の指導内容は、障害に応じた特別の指導（自立活動及び教科の補充）になります。また、授業時数は対象となる障害により、年間10時間から280時間が標準となります。（下欄参照）

○文部省告示第7号（平成5年1月28日）及び文部科学省告示第54号（平成18年3月31日）抜粋

小学校又は中学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第73条の21各号の一に該当する児童又は生徒（特殊学級の児童生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の心身の故障に応じた特別の指導（以下「心身の故障に応じた特別の指導」という。）を、小学校又は中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 心身の故障に応じた特別の指導は、心身の故障の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、心身の故障の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 心身の故障に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第73条の21第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

③ 通級による指導を行う上で配慮すること

通級による指導を行う上で、配慮が必要な事柄がいくつかあります。
一つ一つに留意して、よりよい通級による指導を行います。

☆下記の平成14年の291号通知の留意事項が基本になりますが、平成5年の278通達(現在、廃止扱い)の留意事項にも参考となる内容がありますので、併せて示します。

障害のある児童生徒の就学について(通知)

平成14年5月27日 14文初特第291号

通知本文 (略)

第1 障害のある児童生徒の就学すべき学校の決定及び障害の判断に当たっての留意事項 (略)

1 盲学校、聾学校及び養護学校への就学 (略)

2 小学校又は中学校への就学

a 特殊学級 (略)

b 通級による指導

(1) 障害の種類及び程度 (略) ※P7・8参照

(2) 留意事項

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は以下のとおりであること。

ア 学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同項の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級(他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

(以下略)

第2 相談支援体制及び就学指導体制の整備 (略)

学校教育法施行規則の一部改正等について(通達)

平成5年1月28日文初特第278号

1 改正の趣旨 (略)

2 改正の内容 (略)

3 留意事項

- (1) 通級による指導の対象となる児童生徒の就学指導に当たっては、市町村の就学指導委員会等の意見を聞き、心身の障害の状態及び特性等に応じて適切に行うこと。また、児童生徒の心身の障害の状態の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるよう配慮すること。(後略)
- (2) 通級による指導を受ける児童生徒に係る週当たりの授業時数については、当該児童生徒の心身の障害の状態を十分考慮して負担過重とならないよう配慮すること。
- (3) 学校教育法施行規則第73条の2第1項の規定により特別の教育課程を編成し、心身の障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行う場合には、盲学校、聾学校、及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- (4) 他の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において通級による指導を受ける場合の取扱いについては、通級による指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、適切に行うこと。
- (5) 他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該児童生徒の氏名、在学している学校名、週当たりの通級による指導に係る授業時数及び準備期間等を記載し、適正に管理すること。また、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
- (6) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式2（指導に関する記録）の「指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間を記載すること。また、通級による指導の内容、指導の成果に関しては、必要に応じて、指導要録の様式2（指導に関する記録）の同欄に記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。
- (7) 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (8) 通級による指導を受ける児童生徒が在学する小学校等の設置者は、他の設置者が設置する学校において通級による指導を行う場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ通級による指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。
- (9) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。



グループでの学習

(以降略)

④ 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者についての関係法令等

平成18年度からLD（学習障害者）、ADHD（注意欠陥多動性障害者）が通級による指導の対象に加われました。

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

平成18年3月31日 17文科初第1178号

(1) 障害の種類及び程度 (略) → 詳細はP7に掲載

(2) 留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

平成14年5月27日 14文科初第291号
「障害のある児童生徒の就学について」
(通知)

ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は291号通知に示されたうちの一つの障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分配慮すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。



聴力検査ボックス



補聴器



オーディオメーター